

令和5年度 第1回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時:令和5年5月18日(木)13:30~15:30

場所:大栄農村環境改善センター 2階 会議室4

議 題

1. 開 会(委員14名中10名出席)
2. 自己紹介
3. 令和4年度相談支援実績の報告 P.10~15
(北栄町障がい者地域生活支援センター)
4. 中部圏域における取り組みの報告 P.16~23
(中部障がい者地域生活支援センター、中部圏域障がい者自立支援協議会)
5. 地域課題への取り組み(案) P.4~7
(1)理解・啓発 (2)雇用 (3)権利擁護 (4)防災
6. その他(障がい者計画の改定について)
7. 副会長挨拶
8. 閉 会

北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属	役職	要綱区分
1	山下喜美子	北栄町ひまわり会	監事	障がい者及び家族の代表
2	岡本眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	小濱 祥照	北栄町	北栄町身体障がい者相談員	障がい者及び家族の代表
4	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	横山 敬道	北栄町社会福祉協議会	相談支援専門員	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	齋尾 達城	菜野人創造所team veg(チームベジ)	代表	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	原田 裕子	ニチイケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
10	前田日登美	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
11	竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	室長・指導主事	町の職員
12	小椋 照良	北栄町民生児童委員協議会	委員	地域活動団体の代表
13	河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
14	小澤 靖	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表

オブザーバー

	高島 朋代	中部障がい者地域生活支援センター		中部圏域障がい者地域自立支援協議会事務局
	田熊 勝美	北栄町総務課情報防災室	副主幹	

事務局

	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室	室長	
	橋本 優子	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	主任	
	大田 博文	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	社会福祉士	

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

議題3. 地域課題への取り組みの報告

理解・啓発

	項目	令和5年度の取り組み(案)
①	町報を使って障がいについて広く啓発する	<p>(4月号)発達障がいって何だろう？ 『エール』鳥取県発達障がい者支援センター(事業所紹介)</p> <p>(7月号)権利擁護研修参加者募集</p> <p>(9月号)権利擁護研修実施報告、防災研修開催(参加者募集)</p> <p>(10月号)ヘルプマーク</p> <p>(11月号)防災研修実施報告</p> <p>(12月号)障がい者週間、中部あいサポートフェスタ</p> <p>※事業所見学実施後に実施報告</p> <p>【参考】</p> <p>R2:発達障がい、障がい者相談員、新型コロナウイルス感染症に関する意見交換会、虐待防止、中部あいサポートフェスタ、ハートフル駐車場</p> <p>R3:発達障がい、筆談研修会、要約筆記者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、福祉避難所、障がい者相談員、虐待防止、避難訓練、中部あいサポートフェスタ、コミュニケーション支援ボード、防災研修会(HUG)防災研修会(支え愛マップ)</p> <p>R4:発達障がい、障がい者相談員、点訳・朗読ボランティア養成講習会、手話奉仕員養成講習会、町内障がい関係事業所紹介(ニチイケアセンター大栄、COCOKARA だいえい、スマイルセンター倉吉、虹の島)、ヘルプマーク、中部あいサポートフェスタ、中部ハートフルスペース、北栄町精神障がい者家族会～幸の会～要望書提出、町外障がい関係事業所紹介(中部障がい者地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センターくらよし、『エール』鳥取県発達障がい者支援センター、特別児童扶養手当、映画「咲む」上映(全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画)</p>

雇用

	項目	令和5年度の取り組み(案)
②	一般企業の障がい者雇用を促進する	<p>(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布 ■5/24(水) 北栄町商工会通常総会出席者へ配布 会員60名</p> <p>(2)事業所訪問 町内障がい福祉関係事業所等について、見学をとおして相互理解やつながりを深め、情報交換等しやすい環境をつくり雇用等につなげる機会とする ■10月～11月頃 (トマトの会、スマイルセンター倉吉、COCOKARAだいえい、虹の島の4事業所に依頼予定)</p>

	項目	令和5年度の取り組み(案)
③	虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む	<p>(1)権利擁護研修 内容:すべての人に星空を～みんなつながっている～ 日時: 7月28日(金) 午後1時30分～3時00分(予定) (※5月末集中発送にてチラシ全戸配布)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆6月初旬に各団体に参加依頼を送付します。 【報告期限】6月末(予定)</p> </div> <p>【参考】 H29:『きみはみんなの宝物～大切にしてほしい きみのきもち～』 53名 心の元気講演家 石川達之 氏 大栄健康増進センター 会議室 H30:『届けたい!がんばっているきみに 贈りたい歌』 75名 心の元気講演家 石川達之 氏 北条農村環境改善センター 大研修室 R1:『ぼくはぼくに生まれてよかったです』～自分らしく生きるということ～ 411名 酒井響希、酒井康子 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R2:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期 大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R3:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期 大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R4:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 122名 大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p>

防 災

項 目	令和5年度の取り組み(案)
障がい者に対する防災体制を把握、検討する	防災研修(地域・団体・事業所) 内容： 日時：9月29日(金)午後1時30分～3時00分(仮) 内容について、委員に意見・希望等聴取 事務局より日本赤十字社による防災セミナーについて提案

④